

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 計画の推進

(1) 情報の共有とパートナーシップによる推進

循環型社会を実現するためには、基本方針や目標を達成するための施策で示したとおり、市民、事業者及び行政が適切にその役割と責任を分担するとともに、計画を推進する各主体が情報を共有し、相互に協力して進めていくことが求められます。

このため、市は、市民や事業者に情報を分かりやすく提供するとともに、じゅんかんパートナー、ごみ減量化・資源化協力店制度などを活用するほか、実際にごみの収集運搬・処理に携わっている廃棄物処理業者との連携により、相互に情報を交換し、協働して計画を推進する体制づくりを進めていきます。

なお、新たな施策の具体化・実施にあたっては、市川市廃棄物減量等推進審議会やじゅんかんパートナー（廃棄物減量等推進員）などから積極的に意見・提案を求めるほか、じゅんかんプロジェクト（循環型社会推進懇談会）の設置、市民意向調査、パブリックコメントの実施、説明会の開催などを通じて、市民や事業者の意見を反映していきます。

(2) 広域的な連携による推進

循環型社会の実現に向けた取り組みにおいては、法律の整備や全国的な制度の構築が必要なものや市内で資源の循環が完結しないものがあるため、単一の市町村だけでは取り組みに限界があるのも事実です。

このため、国や県のほか、全国の市区町村、民間事業者など、多様な主体との広域的な連携を図り、計画を推進していきます。

5-2 計画の進行管理

(1) 各年度における実施状況の評価・公表・改善

本計画は令和12年度（2030年度）を目標年度とする長期計画ですが、計画の実効性を確保するため、各年度において、数値目標の達成状況、施策の実施状況及び実施に要した費用などを分析・評価し、じゅんかん白書や広報いちかわ等を通じて市民、事業者に対して公表します。

また、市川市廃棄物減量等推進審議会等に報告し、意見を求めるとともに、必要に応じて施策の実施内容や進め方の改善を図ります。

(2) 中間年度等における計画の見直し

本計画は計画期間の中間年度（令和7年度・2025年度頃）において、計画内容や施策の実施状況の全般について点検・評価し、必要に応じて計画を改定します。

また、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や廃棄物処理に関する国の方針の変更など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても見直しを行います。

なお、計画の改定にあたっては、市川市廃棄物減量等推進審議会へ諮問するほか、市民意向調査やパブリックコメント等により広く市民や事業者などの意見を求め、計画に反映します。

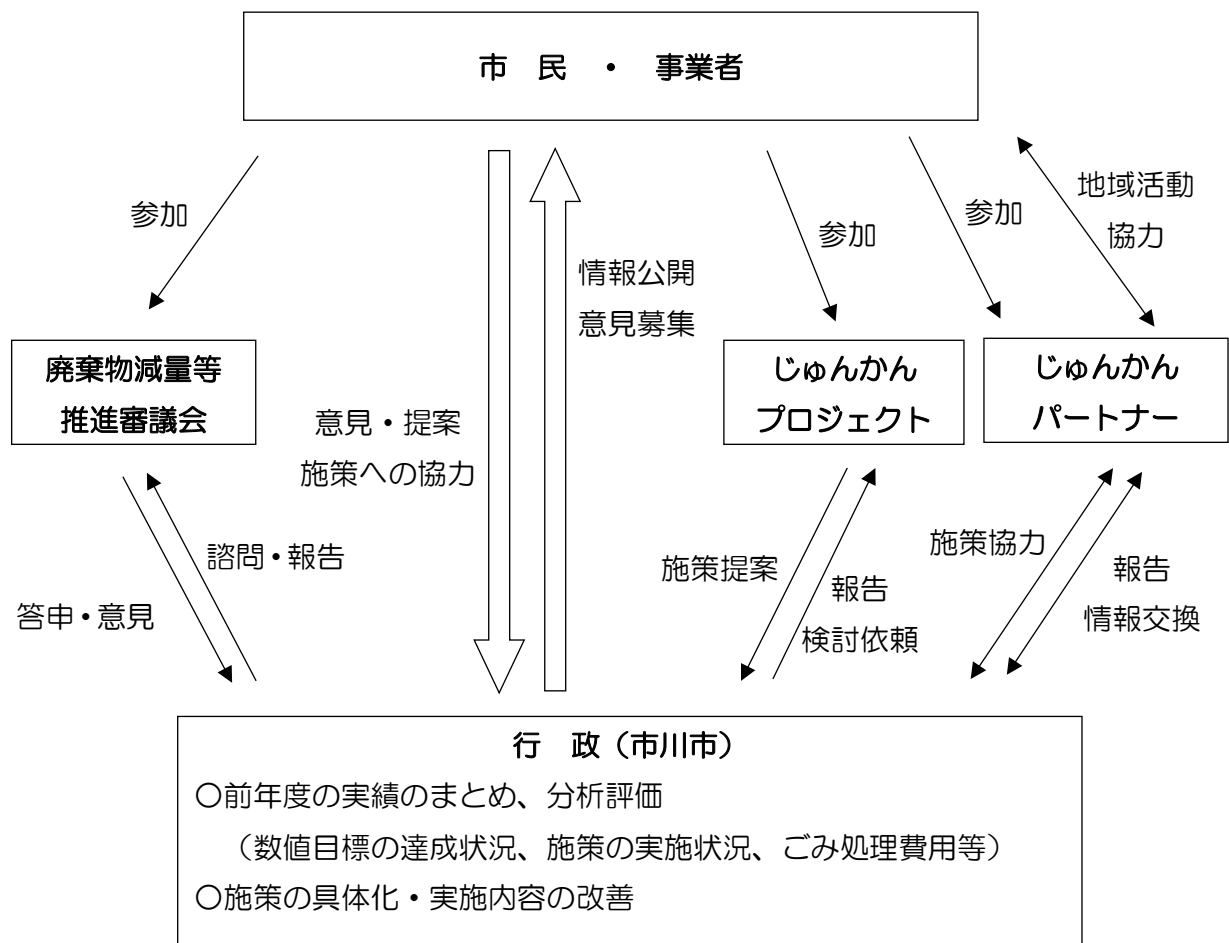


図5-1 進行管理体制